

地域密着型特別養護老人ホームの設置認可について

1. 調査審議事項について

今回の調査審議事項は、平成 27 年度に整備事業者を選定した 5 つの地域密着型特別養護老人ホームのうち、平成 28 年 10 月 1 日に開設予定の 2 施設の設置についてである（下記網掛け部参照）。

それぞれの施設の概要は【資料 3 - 1】【資料 3 - 2】特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準審査概要のとおりである。

※地域密着型特別養護老人ホームは、第一種社会福祉事業を運営する社会福祉施設に該当していることから（社会福祉法第 2 条第 2 項）、その設置は、久留米市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の調査審議事項となっているものである。（久留米市社会福祉審議会運営要綱第 3 条第 2 項・別表第 1）

地域密着型特別養護老人ホーム 設置予定一覧（再掲）

設置者	施設名称	施設所在地	開設予定
社会福祉法人 ほほえみ	特別養護老人ホーム 第 2 なごみの森	城島町大依306	H28. 10. 1
社会福祉法人 やまと医正会	特別養護老人ホーム 第二みづま敬和苑	三潞町西牟田 6128-1	H28. 10. 1
社会福祉法人 養福会	特別養護老人ホーム かみつ	上津町1870-1	H29. 1. 5
社会福祉法人 三井福祉会	特別養護老人ホーム やまかわ	山川安居野 1丁目1902	H29. 4. 1
社会福祉法人 若草会	特別養護老人ホーム わかくさ	天神町134-1	H29. 4. 1

2. 施設の認可要件及び審査結果

地域密着型特別養護老人ホームの設置を認可するためには、関連法令*の定める要件を満たす必要がある。

今回審議の対象となっている 2 施設について審査したところ、【資料 3 - 1】【資料 3 - 2】特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準審査概要のとおり、必要な要件を満たしている。

※関連法令とは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」「久留米市特別養護老人ホームの設置及び運営の基準に関する条例」その他関連法令を指す。

3. 今後のスケジュールについて

平成 28 年 9 月 28 日 ・老人福祉専門分科会を開催



・老人福祉専門分科会長から社会福祉審議会委員長へ
審議結果について報告書を提出

・社会福祉審議会委員長から市長へ答申書を提出

平成 28 年 10 月 1 日 ・施設の設置認可

※残りの 3 施設のうち、社会福祉法人養福会は平成 29 年 1 月 5 日、社会福祉法人三井福社会及び社会福祉法人若草会は平成 29 年 4 月 1 日に施設を開設予定のため、これに合わせ認可する。